

## 花巻市空家等対策計画の策定を進めています

### 計画(案)の概要

#### 計画の期間

平成28年度～平成32年度

#### 基本的な方針

- 市民の安全・安心の確保
- 利用可能な空家等の流通・活用の促進
- 地域住民・専門家団体などの連携

人口減少や少子高齢化が進み、全国的に空き家が増加傾向にあります。適切な管理が行われない空き家は、地域住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことが予想されることから、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」を定め、空家等の対策を本格的に始めました。この法律では、市町村が国の基本指針に沿った空家等対策計画を定めることを規定しており、現在、本市でも、策定に向けた取り組みを進めています。

各種の情報により空家等の実態調査を行い、その結果に基づき、状況を

把握するための現地外観調査や所有者についての調査を行います。

調査の結果、市民の安全・安心な生活環境を損なうおそれがあり、そのまま放置することが不適切と判断された「特定空家等」については、所有者への助言・指導を行います。それでも改善されない場合は、催告・命令を経た上で行政代執行による撤去などの措置を行う場合があります。

また、空家等の管理が行われなくなることを未然に防ぐため、空家等の管理責任は所有者にあることについて理解を促すなど、市と所有者地域が連携して取り組みを進めます。

なお、利用可能な空き家については、所有者に対し市の「空き家バンク」制度など空き家の活用に関する情報提供を行い、移住・定住の取り組みにつなげることで地域の活性化を図っていきます。

※「空家等」…建築物(附属する工作物)であつて居住などの使用がされていないことが常態であるもの・その敷地

### 花巻市空家等対策計画(案)パブリックコメントを実施します

#### ■公表方法

市役所本庁都市政策課・総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センター、まなび学園に備え付けるほか、市ホームページで公表

#### ■募集期間 5月20日(金)～6月20日(月)

#### ■意見を提出できる方

▷市内に住所を有する方▷市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体▷市内にある事業所または事業所に勤務する方▷市内にある学校に在学している方

#### ■意見の提出方法

①住所②氏名③電話番号④意見を記入の上、郵送またはファクス、電子メール、持参により下記へ提出(様式は任意)

※口頭や電話、匿名での意見は受け付けできません

#### ■その他

意見の概要および意見に対する市の考え方は、個人情報に配慮した上で、市のホームページなどで公表します。

\*パブリックコメントとは、計画案などを公表して市民に意見を求め、出された意見を考慮して計画などを決定する方法です

#### 【問い合わせ・提出】

本庁都市政策課(〒025-8600)  
花巻町9番30号 ☎24-2111 内線  
541 ☎22-9946 ✉toshiseiji  
@city.hanamaki.iwate.jp